

地方自治法第199条第4項の規定により、平成29年度定期監査を実施しましたので、その結果を同法同条第9項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾

御所市監査委員 武藤 公介

平成29年度 定期監査等結果報告書（第1次）

1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
学 校 教 育 課	平成29年 9月27日～10月 2日	平成29年11月 8日
文 化 財 課	平成29年10月 3日～10月 5日	平成29年11月 8日
生 涯 学 習 課	平成29年10月19日～10月24日	平成29年11月 9日
中 央 公 民 館	平成29年10月 6日～10月10日	平成29年11月 9日
葛公民館・青少年センター	平成29年10月11日～10月12日	平成29年11月 9日
文 化 交 流 セ ン タ ー	平成29年10月13日～10月16日	平成29年11月 9日
図 書 館 ・ ア ザ レ ア ホ ー ル	平成29年10月17日～10月18日	平成29年11月 9日
教 育 総 務 課	平成29年10月25日～10月30日	平成29年11月10日
学 校 給 食 セ ン タ ー	平成29年10月31日～11月 1日	平成29年11月10日
御 所 中 学 校		平成29年11月10日
葛 城 小 学 校		平成29年11月15日
葛 上 中 学 校		平成29年11月15日
秋 津 小 学 校		平成29年11月21日
大 正 小 学 校		平成29年11月21日
御 所 小 学 校		平成29年11月22日
大 正 中 学 校		平成29年11月22日
葛 小 ・ 中 学 校		平成29年11月24日
名 柄 小 学 校		平成29年11月24日
掖 上 小 学 校		平成29年11月27日

2. 監査の対象事項

平成28年度の財務等に関する事務。

3. 監査の方法

地方自治法第199条第8項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 武藤 公介

5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、単純な誤謬に起因するもの等軽易なもの、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があると認められるもの、早期に是正改善することが必要と判断されるものなど見受けられた。監査当日に指摘を行ったものの内、公表は行わないが注意事項として改善を書類で求めるものや、意見・要望としたものを除く別添については、公表する指摘事項として改善等を書類で求めることとした。

定期監査 是正改善事項

【文化財課】

予算執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類についても一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

- ① 警備保障契約について、4月1日午前0時より委託する業務であるが、通常の1年契約となっている。今後は長期継続契約にするのが望ましいと思われる。

・文化財事務所機械警備業務委託 320,112円 他1件

(2) 決裁について

- ① 委員の委嘱について、その決裁が課長専決となっている事例が見受けられた。本来、委員の委嘱については、教育委員会の会議に諮り、教育長決裁を得るべきである。また、委嘱状の控えは確認したが、委員より提出されるべき「承諾書」が確認出来なかった。

・秋津地区史跡調査整備審議会の委嘱 他1件

【生涯学習課】

予算執行について、収入関係書類及び支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

- ① 契約書及び請書について、次のような事例が見受けられた。

A 契約日及び契約期間が手書き修正されていた。(別添仕様書の作業実施日も同様である。)

・御所市健民運動場・スポーツクラブ浄化槽清掃作業 217,000円

【中央公民館】

予算執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

- ① 物品供給契約書について、契約日が修正された形跡があった。

・展示パネル及びポール 429,840円

【教育総務課】

予算執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 支出負担行為について

① 支出負担行為伺書について、次のような事例が見受けられた。

A 同一物品を30日以内に同一理由で3回購入されている。(見積合わせの業者及び金額も全て同じとなっており合計金額は30万円を超えている。)

・液晶テレビ、ディスプレイスタンド 107,640円

(2) 委託及び契約事務について

① 見積合わせについて、次のような事例が見受けられた。

A 3業者より見積書を徴取されているが、そのうち1者が『図書館用ソフトEGGを取り扱いきないため』に辞退されている。仕様書にも『図書館用PCソフトEGGに対応するデータ作成』と記載されているのであれば対応の出来る業者に見積依頼されたい。また、30日以内に2回図書購入が行われており、その合計金額は30万円を超えているが競争入札による契約事務が行われていない。

・対応出来ない業者に見積依頼…4小学校

・30日以内に購入…3小学校、4中学校

② 機械警備の委託契約について、4月1日午前0時より委託する業務であるが、通常の1年契約となっている事例が見受けられた。今後は長期継続契約にするのが望ましいと思われる。

・市内各小学校の機械警備の業務委託 843,696円 他1件

(3) 書類関係について

① 永年保存の起案文書が10年保存のファイルに綴られている事例が見受けられた。

・平成28年度行政財産の使用許可(継続)及び使用料の減額について

【学校給食センター】

予算執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 支出負担行為について

① 契約期間が複数年の業務委託の起案が行われており、発注要求には長期継続契約の旨及び契約期間全体の予定金額が記載されているが、支出負担行為伺書には記載されていない。また、仕様書においても、長期継続契約である旨及び条件付解除条項を定める契約である旨が記載されていない。なお、契約書についても長期継続契約に係る契約である旨及び条件付解除条項が明記されていない。「御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱」に基づき、長期継続契約としての適正な事務処理を行われたい。

・御所市学校給食センター調理・配送業務 41,904,000円

(2) 委託及び契約事務について

① 夜間警備の委託契約について、4月1日午前0時より委託する業務であるが、通常の1年契約となっている事例が見受けられた。今後は長期継続契約にするのが望ましいと思われる。

・夜間警備業務委託 390,036円 他3件

② 委託業務（事業）の完了に伴う完了通知に基づく履行確認の検査時期が年度を超えて行われているが、支払代金については当該年度予算より支出されている。施行令第143条第1項第4号に、「工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と規定されている。当該行為の履行があった日とは、相手方の業務等の履行を地方公共団体において検査し、当該委託業務が履行した事を確認した日と解すべきである。したがって、3月中に委託業務が履行されたとしても、4月に入ってから検収により当該委託業務の履行を確認したのであれば、新（翌）年度の予算から支出することになる。このことから、完了通知及び検査及びに検査確認通知については、3月31日までに行わなければならないのである。

・ 御所市学校給食センター調理・配送業務（3月分）